検証・評価・企画委員会の公開の手続について(案)

平成25年11月5日 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会座長決定

「検証・評価・企画委員会の運営について」(平成25年10月25日 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会座長決定)第7項に基づき、検証・評価・企画委員会(以下「委員会」という。)の公開の手続について以下のように定める。

- 1. 会合の日時・場所・議題を原則1週間前の日までに首相官邸/知的財産戦略本部ホームページ(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html)及び首相官 邸記者クラブに掲示する。
- 2. 傍聴については、以下のとおりとする。
- (1) 一般傍聴者
 - 一般の傍聴希望者は、1企業・団体については原則1名とし、会合開催の前々日 17時までに内閣官房知的財産戦略推進事務局(以下「事務局」という。)に登録 する。
- (2) 報道関係傍聴者

報道関係の傍聴希望者は、会合開催の前々日17時までに事務局に登録する。

- (3) その他
 - ① 傍聴の登録は、原則先着順とする。希望者が多数の場合は、事務局の判断で傍聴を制限することがある。
 - ② 傍聴者が会合の進行を妨げていると判断した場合には、座長はその者の退席を 求めることができる。
- 3. 前各項に掲げるもののほか、委員会の公開の手続に関し必要な事項は、座長が定める。